

岡山市電子入札来庁者用端末機

利用上の注意

- 1 電子入札用端末機、ICカードリーダー及びプリンタ等の付帯機器（以下「端末機等」といいます。）を利用する方は、以下の事項に同意したものとみなします。
- 2 端末機等を利用できる方は、本市の入札参加資格を有し、ICカードまたは簡易認証用IDを保有し、岡山県電子入札共同利用システムへの登録が完了している方で、自らが使用する機器等の故障等によりシステムを利用することができない方を対象とします。
- 3 端末機等の利用は、本市が公表している案件について、岡山県電子入札共同利用システムにより入札等を行うために利用する場合に限ります。なお、本市でのICカードの発行は行っておりませんので、電子入札用ICカードは自社で取得したものを持参の上、利用してください。
- 4 端末機等の利用時間は、月曜日から金曜日（ただし、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。
（正午から午後1時までは利用端末のメンテナンスのため利用できません。）
上記の利用時間内であっても、システムの保守及び事故並びに本市の都合により端末機等の利用ができない時間帯は、利用できないものとします。
- 5 端末機等の利用に当たっては、以下の事項を遵守してください。
 - (1) システムに係る入札等以外の目的で利用しないこと。
 - (2) 端末機等の利用は、1人で行うこと。
 - (3) 端末機等の利用に当たっては、細心の注意を払い、破損することのないよう利用すること。
 - (4) 端末機等の設定変更及びソフトウェアのインストールは行わないこと。
 - (5) 端末機等で内訳書などの添付するデータの作成は行わないこと。
添付するデータをフロッピーディスク、CD、DVDにより持ち込む場合は、端末機のウイルス対策ソフトウェアで、ウイルスチェックを行い、ウィ

ルスに感染していないことを確認の上、操作を始めること。

なお、USB メモリは使用しないこと。

- (6) 利用中、端末機等の故障又は異常を発見した場合は、端末機のカバーを閉じ、直ちに本市契約課職員（以下「職員」という。）に報告すること。
- (7) 職員の指示に従うこと。
- (8) 利用を終了する場合は、シャットダウンすること。（シャットダウンすることにより、端末機等は初期設定の状態に戻ります。）

6 端末機等の利用に当たっては、以下の事項に留意してください。

- (1) 利用開始後は、職員は一切質問には答えないので、操作については、備え付けの「岡山県電子入札共同利用システム受注者向け操作マニュアル」を参照してください。
- (2) 端末機から離れた時点で、利用を終了したものとみなします。
- (3) 入札受付締切日時前等、利用者が集中すると思われる時間帯の利用を避け、時間的余裕を持って利用してください。
- (4) 端末機等の設置場所に、監視カメラを設置し、遵守事項の遵守状況の確認を随時行うこととします。
- (5) 入札のために持ち込んだフロッピーディスク、CD、DVD及び書類等は利用者の責任において管理し、利用終了時に端末機器等の設置場所に残さないこと。なお、端末機等に残ったデータや履歴は電源を切ることにより、消去されます。

7 職員は、利用者が第5項の遵守事項を守らない場合は、その時点で利用を停止させる等の措置を講じることができるものとします。

8 故意又は過失により、端末機等及び設備等を破損した利用者は、その復旧にかかる費用を負担していただきます。

9 端末機等を利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については、本市は何らの責任を負いません。また、システムの保守及び事故並びに本市の都合により端末機の利用ができない場合に発生した利用者の損害についても、本市は何らの責任を負いません。